■参考情報（改正情報：財務省 HP）
令和５年度　税制改正の解説（相続税法：概要）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0007-0740.pdf

令和５年度　税制改正の解説（相続税法：**詳解**）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0442-0452.pdf

令和５年度　税制改正の解説（租税特別措置法（相続税・贈与税関係）：概要）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0007-0740.pdf

令和５年度　税制改正の解説（租税特別措置法（相続税・贈与税関係）：**詳解**）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0453-0466.pdf

■参考情報（新旧対照表：財務省 HP）
条文（法律：相続税法　←所得税法等の一部を改正する法律　第４条）
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_4.pdf

条文（政令：相続税法施行令）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/seirei/shinkyu/3souzoku.pdf

条文（省令：相続税法施行規則）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/syourei/shinkyu/5souzoku.pdf

条文（法律：租税特別措置法　←所得税法等の一部を改正する法律　第 10 条）
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_10.pdf

条文（政令：租税特別措置法施行令）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/seirei/shinkyu/12_3sotoku.pdf

条文（省令：租税特別措置法施行規則）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/syourei/shinkyu/9_3sotoku.pdf

条文（改正附則第１条３号イ　2/74　令和６年１月１日施行）
（改正附則第 19 条　18/74　相続税法）
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_19.pdf

１．民法における贈与と課税との関係整理

検　討　論　点	☑
（１）贈与（民法 549）の本質的理解	
■贈与税の納税義務 贈与により財産を取得したときに成立する（通法 15②五）。	□
■贈与契約成立するための要件事実（ある法律効果が発生するために必要な事実） １．財産を無償で与える意思表示（贈与者） ２．それを受諾する意思表示（受贈者） 贈与税の納税義務は贈与により財産を取得したときに成立するが、そもそも贈与契約が成立しなければ、受贈者は贈与により財産を取得することができない（相続税法上の「みなし贈与」を除く）。 そのため、税理士としては、民法上の贈与契約を成立させることに第一義的に目指す必要がある。	□
（２）贈与契約日と贈与による財産取得の時期との関係	
■贈与による財産の取得の時 書面による贈与契約： ①　贈与契約の効力が発生した時（相基通１の３・１の４共-8） ②　停止条件付の贈与契約の場合には条件が成就した時（相基通１の３・１の４共-9） 書面によらない贈与契約（口頭契約）： 履行の時（相基通１の３・１の４共-8）	□
以下の制度適用に影響を及ぼす。 ①　暦年課税制度における生前贈与加算（相法 19．令和６年１月１日以降は７年） ②　贈与税の（賦課権の）除斥期間（厳密には異なる概念であるが、以下、時効という。）（申告期限の翌日から６年。脱税の場合７年） 例：令和２年１月 10 日に父（≠認知症罹患）と長男との間で現金 300 万円の贈与契約が成立した（契約書・確定日付あり）。父は長男の銀行口座へ現金 100 万円ずつを３回（令和２年２月 28 日、令和２年８月 20 日、令和２年 11 月 18 日）に分けて振り込んだ。その後、令和５年５月８日に父の相続が発生したが、３年内贈与	□

検　討　論　点	☑
加算の対象となる贈与財産は無い。 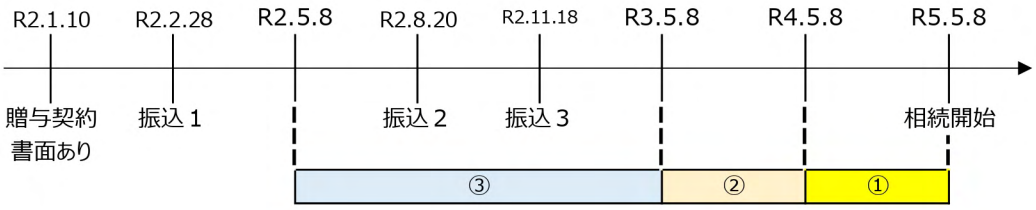 ∵　書面による贈与契約であり、贈与契約の効力が発生した時（令和 2 年 1 月 10 日）に、長男は贈与によって財産を取得したと評価される。	
贈与事実の確定のためのみならず、贈与による財産取得の時期を確定させるためにも、贈与契約書（確定日付あり）を作成することが望ましい。	□
■農地の贈与(農地等の贈与による財産取得の時期) ・許可があった日（農地法 3①．5①） ・届出があった日（農地法 5①ただし書、六）←市街化区域内の農地等 （相基通１の３・１の４共-10）	□
■不動産等の贈与（財産取得時期の特例） 贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時 （相基通１の３・１の４共-11） 不動産の贈与については、実務上は「登記があった時」と考えておく。	□
（３）贈与者の意思無能力が引き起こす契約無効と課税への影響	
意思無能力者が行う法律行為は無効である。 --- 民法３条の２ 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。 --- 贈与者： 意思無能力者（重度の認知症罹患） 受贈者： 意思無能力者（重度の認知症罹患、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など） 重度の認知症罹患、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けた者を成年被後見人という（民法７、8）。 正確には意思無能力者と成年被後見人は両者似た概念であるが、以下の相違がある。 意思能力の有無： 個別の法律行為での判断になる。	□

	要	不	適	法	要
本法に関し、公益法人等（[illegible]）に対する、[illegible]（[illegible]）に対するもの。					
本法に関し、公益法人等（[illegible]）に対する、[illegible]が必要かもの。					
本[illegible]に関しふるさと[illegible]、[illegible]が[illegible]ることについて[illegible]の場合がもの。					
（[illegible]）[illegible]。					

[redacted]

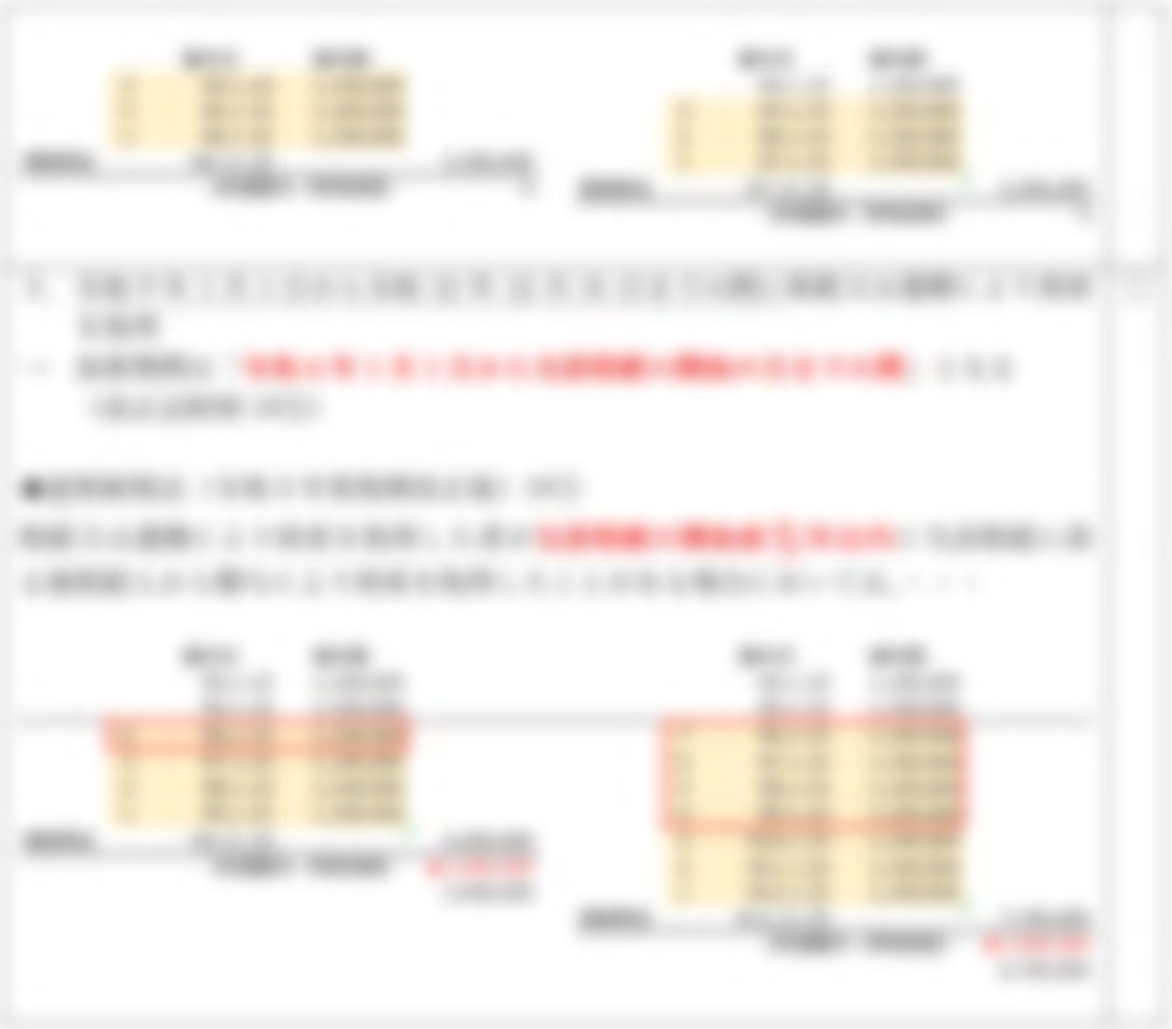

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

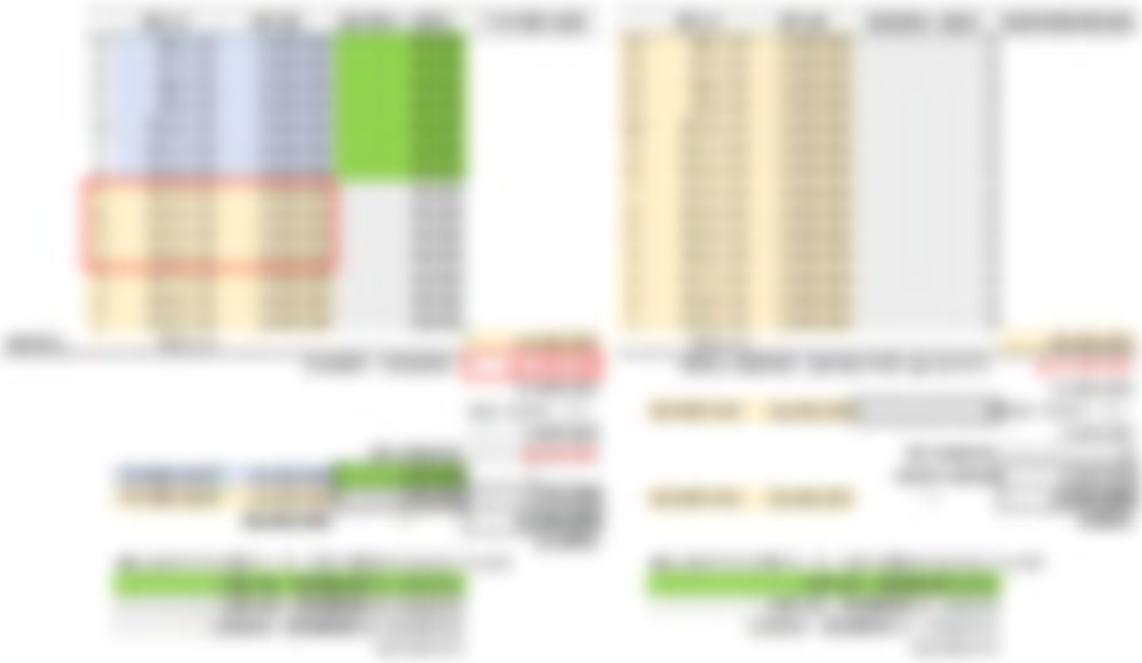

[illegible]

[illegible]

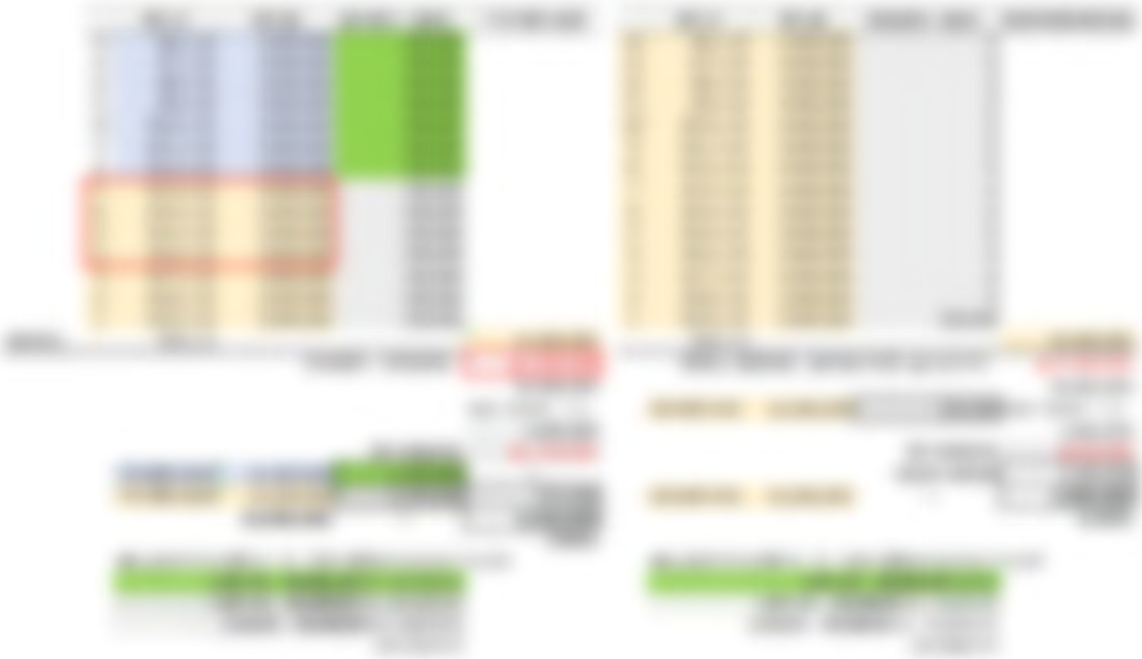

[illegible]

[illegible]

ケース１－５：毎年 300 万円を父から長男へ贈与する
前提１：相続時の相続財産に対しての実効税率 20％
前提２：父から長男に対してのみ 300 万円の贈与を連続 14 年間した後、父の相続発生

		贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	７年内贈与加算
	14	R6.1.10	3,000,000	190,000	
	13	R7.1.10	3,000,000	190,000	
	12	R8.1.10	3,000,000	190,000	
	11	R9.1.10	3,000,000	190,000	
	10	R10.1.10	3,000,000	190,000	
	9	R11.1.10	3,000,000	190,000	
	8	R12.1.10	3,000,000	190,000	
	7	R13.1.10	3,000,000	190,000	
	6	R14.1.10	3,000,000	190,000	
	5	R15.1.10	3,000,000	190,000	
	4	R16.1.10	3,000,000	190,000	
	3	R17.1.10	3,000,000	190,000	
	2	R18.1.10	3,000,000	190,000	
	1	R19.1.10	3,000,000	190,000	
相続発生		R20.1.9			21,000,000
				3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000
					20,000,000
				相続税（実効税率）２０％	4,000,000
				贈与税額控除	▲1,330,000
		7年超贈与財産	21,000,000	1,330,000	↓
		7年内贈与財産	21,000,000	1,330,000	2,670,000
			42,000,000	→	**5,330,000**
					12.69%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与につき133万円
②贈与税：精算**あり**贈与につき133万円
③相続税：精算**あり**贈与につき267万円
合計533万円

	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	3,000,000	0	
13	R7.1.10	3,000,000	0	
12	R8.1.10	3,000,000	0	
11	R9.1.10	3,000,000	0	
10	R10.1.10	3,000,000	0	
9	R11.1.10	3,000,000	0	
8	R12.1.10	3,000,000	0	
7	R13.1.10	3,000,000	0	
6	R14.1.10	3,000,000	0	
5	R15.1.10	3,000,000	0	
4	R16.1.10	3,000,000	0	
3	R17.1.10	3,000,000	0	
2	R18.1.10	3,000,000	0	
1	R19.1.10	3,000,000	320,000	
	R20.1.9			42,000,000
	精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）			▲15,400,000
				26,600,000
	選択後贈与財産	42,000,000	320,000	相続税（実効税率）２０％
				5,320,000
			贈与税額控除	▲320,000
			相続時の納税額	5,000,000
	選択後贈与財産	42,000,000	→	**5,320,000**
				12.67%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与はゼロ
②贈与税：精算**あり**贈与につき32万円
③相続税：精算**あり**贈与につき500万円
合計532万円

結論：相続時精算課税制度が有利（誤差の範囲内であるため、実質的には変わらない）

検証：例えば、１人息子のみに対して贈与をするケースであるが、毎年の贈与を長男（相続時精算課税制度）と長男の子２人（孫：暦年課税制度）に 100 万円ずつであれば、上記における相続時精算課税制度を選択した場合の相続税額 266 万円もゼロにすることは可能である。孫が１人であれば、孫に 200 万円とすることで、孫の贈与税（9 万円×14 年分＝126 万円）のみ負担となるため、上記表よりも低くなる。ただし、孫は相続又は遺贈により祖父から財産を取得しないことが前提となる。

感情の問題もあるが、110 万円の単位を何人作り出すことができるかが節税戦略上のポイントになる。

さらに、相続税の実効税率が 10％の場合、相続時精算課税制度を選択する時期を遅らせても結論は同じとなる。当初は暦年課税制度のままであれば、贈与税負担 19 万円であるのに対して、相続時精算課税制度を選択しても 19 万円（＝（300 万円－110 万円）×10％）であるため、結論は変わらない。

ケース１－６：毎年 1,000 万円を父から長男へ贈与する
前提１：相続時の相続財産に対しての実効税率（10%、20%、30%、40%）
前提２：父から長男に対してのみ 1,000 万円の贈与を連続 14 年間した後、父の相続発生

・相続税の実効税率 10%

	贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	７年内贈与加算
14	R6.1.10	10,000,000	1,770,000	
13	R7.1.10	10,000,000	1,770,000	
12	R8.1.10	10,000,000	1,770,000	
11	R9.1.10	10,000,000	1,770,000	
10	R10.1.10	10,000,000	1,770,000	
9	R11.1.10	10,000,000	1,770,000	
8	R12.1.10	10,000,000	1,770,000	
7	R13.1.10	10,000,000	1,770,000	
6	R14.1.10	10,000,000	1,770,000	
5	R15.1.10	10,000,000	1,770,000	
4	R16.1.10	10,000,000	1,770,000	
3	R17.1.10	10,000,000	1,770,000	
2	R18.1.10	10,000,000	1,770,000	
1	R19.1.10	10,000,000	1,770,000	
相続発生	R20.1.9			70,000,000
			3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000
				69,000,000
			相続税（実効税率）１０%	
				6,900,000
			贈与税額控除	▲12,390,000
	7年超贈与財産	70,000,000	12,390,000	↓
	7年内贈与財産	70,000,000	12,390,000	0
		140,000,000	→	**24,780,000**
				17.70%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与につき1,239万円
②贈与税：精算**あり**贈与につき1,239万円
③相続税：精算**あり**贈与につき0万円（**還付なし**）
合計2,478万円
上記表では、便宜上、贈与税額控除1,239万円としているが、本来はゼロである

	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	10,000,000	0	
13	R7.1.10	10,000,000	0	
12	R8.1.10	10,000,000	340,000	
11	R9.1.10	10,000,000	1,780,000	
10	R10.1.10	10,000,000	1,780,000	
9	R11.1.10	10,000,000	1,780,000	
8	R12.1.10	10,000,000	1,780,000	
7	R13.1.10	10,000,000	1,780,000	
6	R14.1.10	10,000,000	1,780,000	
5	R15.1.10	10,000,000	1,780,000	
4	R16.1.10	10,000,000	1,780,000	
3	R17.1.10	10,000,000	1,780,000	
2	R18.1.10	10,000,000	1,780,000	
1	R19.1.10	10,000,000	1,780,000	
	R20.1.9			140,000,000
	精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）			▲15,400,000
				124,600,000
選択後贈与財産	140,000,000	19,920,000	相続税（実効税率）１０%	
				12,460,000
			贈与税額控除	▲19,920,000
			還付税額	▲7,460,000
選択後贈与財産	140,000,000	→		**12,460,000**
				8.90%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与はゼロ
②贈与税：精算**あり**贈与につき1,992万円
③相続税：精算**あり**贈与につき▲746万円
合計1,246万円

・相続税の実効税率 20%

	贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	７年内贈与加算
14	R6.1.10	10,000,000	1,770,000	
13	R7.1.10	10,000,000	1,770,000	
12	R8.1.10	10,000,000	1,770,000	
11	R9.1.10	10,000,000	1,770,000	
10	R10.1.10	10,000,000	1,770,000	
9	R11.1.10	10,000,000	1,770,000	
8	R12.1.10	10,000,000	1,770,000	
7	R13.1.10	10,000,000	1,770,000	
6	R14.1.10	10,000,000	1,770,000	
5	R15.1.10	10,000,000	1,770,000	
4	R16.1.10	10,000,000	1,770,000	
3	R17.1.10	10,000,000	1,770,000	
2	R18.1.10	10,000,000	1,770,000	
1	R19.1.10	10,000,000	1,770,000	
相続発生	R20.1.9			70,000,000
			3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000
				69,000,000
			相続税（実効税率）２０%	
				13,800,000
			贈与税額控除	▲12,390,000
	7年超贈与財産	70,000,000	12,390,000	↓
	7年内贈与財産	70,000,000	12,390,000	1,410,000
		140,000,000	→	**26,190,000**
				18.71%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与につき1,239万円
②贈与税：精算**あり**贈与につき1,239万円
③相続税：精算**あり**贈与につき141 万円
合計2,619万円

	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	10,000,000	0	
13	R7.1.10	10,000,000	0	
12	R8.1.10	10,000,000	340,000	
11	R9.1.10	10,000,000	1,780,000	
10	R10.1.10	10,000,000	1,780,000	
9	R11.1.10	10,000,000	1,780,000	
8	R12.1.10	10,000,000	1,780,000	
7	R13.1.10	10,000,000	1,780,000	
6	R14.1.10	10,000,000	1,780,000	
5	R15.1.10	10,000,000	1,780,000	
4	R16.1.10	10,000,000	1,780,000	
3	R17.1.10	10,000,000	1,780,000	
2	R18.1.10	10,000,000	1,780,000	
1	R19.1.10	10,000,000	1,780,000	
	R20.1.9			140,000,000
	精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）			▲15,400,000
				124,600,000
選択後贈与財産	140,000,000	19,920,000	相続税（実効税率）２０%	
				24,920,000
			贈与税額控除	▲19,920,000
			相続時の納税額	5,000,000
選択後贈与財産	140,000,000	→		**24,920,000**
				17.80%

➡4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり
①贈与税：精算**なし**贈与はゼロ
②贈与税：精算**あり**贈与につき1,992万円
③相続税：精算**あり**贈与につき500万円
合計2,492万円

・相続税の実効税率 30%

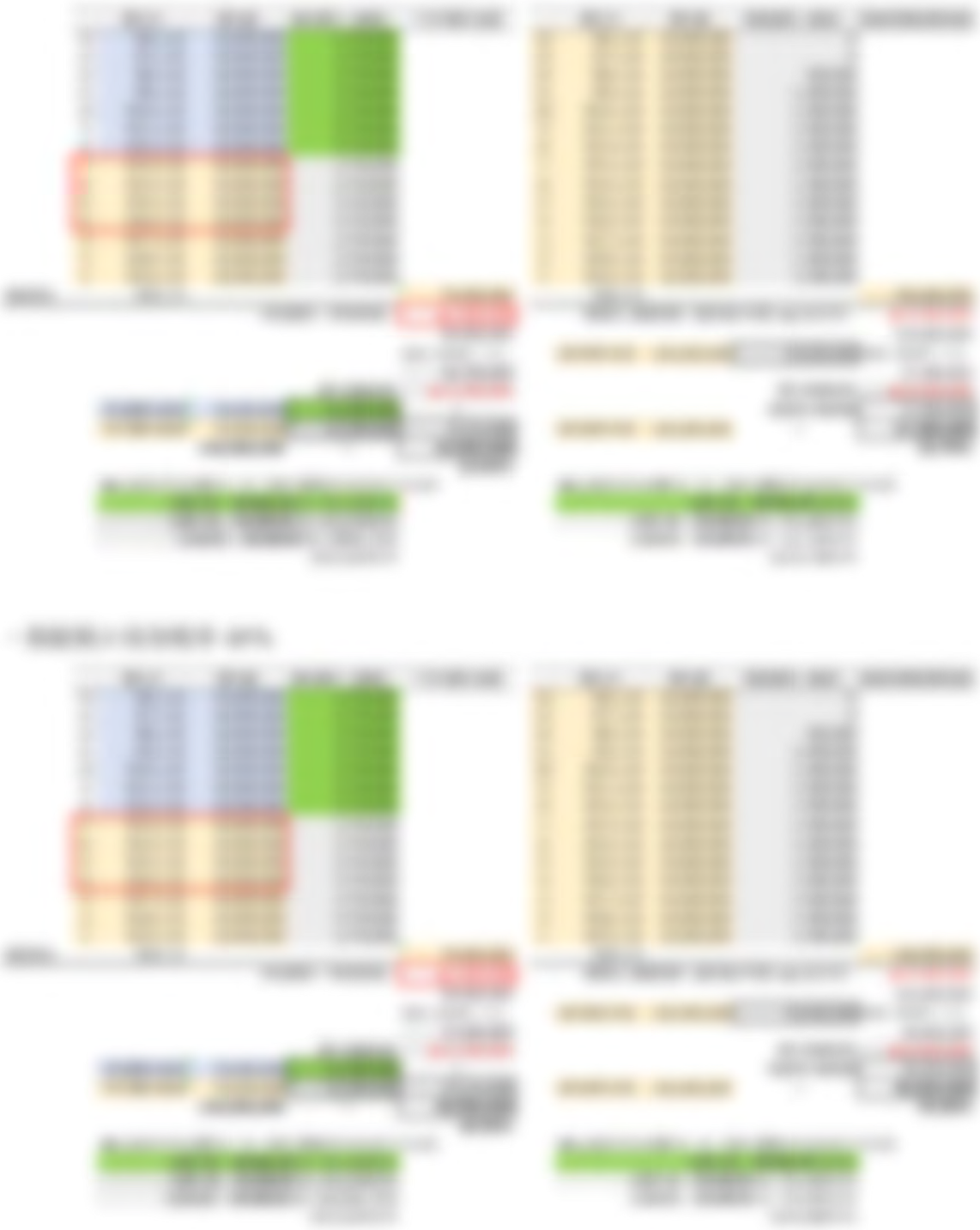

[illegible]

[illegible]